2025年5月版

いぬとねこの保険

Next ネクスト　Light ライト　Mini ミニ

［ 新ペット保険 ］

重要事項説明書

本書は、ご契約に際し特にご確認いただきたい重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」）を記載したものです。内容を十分ご理解のうえ、お申込みいただくようお願いします。

アイコンの説明	
契約概要	保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報	ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご注意　ご契約の内容は、保険種類に応じた「普通保険約款・特約」によって定まります。重要事項説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「普通保険約款・特約」をお読みください。

※保険契約者（申込者）と記名被保険者（飼い主）が異なる場合には、重要事項説明書に記載の事項を記名被保険者の方に必ずご説明ください。「普通保険約款・特約」は当社の WEB サイトにてご確認いただけます。ご不明な点がある場合は、当社カスタマーセンターまでお問合せください。

NihonPet
日本ペット少額短期保険

① 契約前におけるご確認事項

（1）商品の仕組み 契約概要

この商品の対象となるペット（以下、「対象ペット」といいます。）は、コンパニオンアニマル（愛玩動物または伴侶動物）として家庭内で飼育することを目的とした犬*または猫です。対象ペットが保険期間中に傷病を被り、日本国内の動物病院で診療を受けた場合に、被保険者が負担した診療費について所定の範囲内で補償します。
当商品にお申込みいただけるのは、補償開始日時点における年齢が、生後31日から10歳11か月までの対象ペットとします。
＊身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に定める盲導犬・介助犬および聴導犬を含みます。

プラン名	補償範囲	補償割合	補償する回数・金額
いぬとねこの保険 ネクスト	通院・入院・手術	90%・70%・50%	日額・回数制限なし 年間補償限度額は以下のとおり 90%プラン➡90万円 70%プラン➡70万円 50%プラン➡50万円 ただし、 補償範囲ごとの年間限度額あり ●通院：年間補償限度額の20% ●入院：年間補償限度額の60% ●手術：年間補償限度額の20%
いぬとねこの保険 ライト	通院・入院・手術	70%・50%	年間補償限度額：80万円 補償範囲ごとの日額・回数制限あり ●通院 1日あたりの限度額：1万円 年間限度日数：20日 ●入院 1日あたりの限度額：2万円 年間限度日数：20日 ●手術 1回あたりの限度額：10万円 年間限度回数：2回
いぬとねこの保険 ミニ	手術	70%	年間補償限度額：30万円 年間限度回数：2回

	手術のみ補償特約	ペット賠償責任特約	免責額適用特約※	特定傷病除外特約※	歯牙特約	パテラ特約	インターネット特約
ネクスト	—	○	○	△	◎	◎	○
ライト	—	○	○	△	—	—	○
ミニ	◎	—	—	△	—	—	◎

◎自動でセットされる特約　○セットすることを選択できる特約　△セットされる場合がある特約

※ペット賠償責任特約：ペットの行為に起因する偶然な事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担するとき、保険金をお支払いします。
※免責額適用特約：本特約がセットされた場合、お支払いする保険金は、以下の式にもとづいて算出し、円未満を切り捨てた金額とします。
【お支払いする保険金＝｛お支払い対象となる治療費用―（免責額2,500円×治療回数）｝× 補償割合】
注1：1回の通院を1回の治療として数えます。
注2：1回の手術を1回の治療として数えます。
注3：入院を伴う治療の場合は1泊を1回の治療として数えます。
注4：一度、免責額適用特約をセットされた場合、以後本特約を外すことはできません。
※特定傷病除外特約：特定傷病を除外することにより、契約締結が可能となる保険契約にセットされます。

（2）補償の概要

①基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

■保険金をお支払いする場合

対象ペットが保険期間中に傷病を被り、日本国内の動物病院等で獣医師の診療を受けた場合に保険金をお支払いします。なお、お支払いする保険金は、補償の対象となる診療費に補償割合を乗じた額、かつ保険証券記載の支払限度額および支払限度日数（回数）の範囲内となります。

■保険金をお支払いできない主な場合

1	予防のためのワクチン接種、マイクロチップの脱着
2	ペットの交配、妊娠、出産、早産、帝王切開、流産及び人工流産、不妊手術、去勢
3	爪切り（狼爪の除去を含みます）、乳歯及び歯牙に関する処置（※）、歯石取り、断耳、断尾、美容整形手術、声帯の除去、停留睾丸、睫毛乱生、涙やけ、臍ヘルニア、鼠径ヘルニア、膝蓋骨脱臼（※）、股関節形成不全症、レッグペルテス、てんかん、チェリーアイ、気管虚脱、不正咬合、肛門腺しぼり
4	健康診断、傷病予防のために施された傷病予防のための投薬・注射・外科的手術その他の医療、検査処置
5	健康体に行われた検査後に症状原因または診断名が確定した場合のその検査（健康体を想定して行われた検査を含み、加療の効果を計るために治療の一環を構成する検査は含みません）
6	入院中の食餌に該当しない食物または療法食ならびに獣医師が処方する医薬品以外のもの（健康補助食品、漢方薬、医薬部外品、日本未承認薬等）
7	中国医学、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法、酸素療法、オゾン療法、整体、リハビリ、薬浴等の代替医療または減感作療法
8	トリミング、トリミング用品、シャンプー、薬用シャンプーまたは医薬品シャンプーまたはイヤークリーナー、ノミ・ダニの駆除または発生予防措置またはその薬品、義眼・義肢・車いす
9	夜間・早朝等時間外診療（加算部分）、往診（加算部分）、予防目的のための初診（料）または再診（料）
10	ペットホテルまたは同様の施設での預かり・散歩
11	動物病院へ行かずに薬剤のみ配達される配達またはこれらと同種のもの
12	保険金請求のための文書作成、郵便・電話（料）等による通信
13	カウンセリング、相談または指導、セカンドオピニオンの取得
14	安楽死、遺体処置または解剖検査
15	次に掲げる役務に従事させることにより生じたもの ①公式、非公式を問わず、競技（競技としての闘争行為を含みます）、曲技、演技またはそれらのための訓練 ②狩猟または公的機関の捜査・救助等の補助またはそのための訓練
16	次に掲げる疾病及びこれらに起因する疾病 ①パルボウィルス感染症、ジステンパー感染症、犬パラインフルエンザ感染症、犬伝染性肝炎、伝染性咽頭気管支炎（アデノウィルス２型感染症）、犬コロナウィルス感染症、レプトスピラ感染症黄疸型、レプトスピラ感染症カニコーラ型、フィラリア感染症、狂犬病、犬ノミ・ダニ感染症 ②猫汎白血球減少症、猫カリシウィルス感染症、猫コロナウイルス感染症（ＦＩＰ）、猫ウィルス性鼻気管炎（ＦＶＲ）、猫白血病ウィルス感染症、猫免疫不全ウィルス感染症、猫ノミ・ダニ感染症 （①及び②の疾病の発症日がその予防措置の有効期間内である場合、及び獣医師の判断により、予防措置を講じることができなかったと認められる場合は、保険金をお支払いします） ③保険期間の初日以前に発症した遺伝子疾患及び先天性異常 （遺伝子疾患及び先天性異常を原因とする身体障害に対する治療。ただし、この保険契約の保険期間中に獣医師により初めて発見された遺伝子疾患及び先天性異常の場合は、この保険期間に限り、弊社は保険金を支払います） ④医療行為の補助者やトリマー等を養成する施設における教材

※治療行為（投薬・注射等）がなく、検査のみで処置が終了した場合の費用は補償対象外となります。
※いぬとねこの保険ネクストについては、「歯牙特約」および「パテラ特約」が自動セットされるため、「乳歯及び歯牙に関する処置」および「膝蓋骨脱臼」 についてはお支払いの対象となります。

保険金をお支払いできない場合について詳しくは、「約款」をご確認ください。

②補償の重複 注意喚起情報

被保険者が、既に同一のペットを対象とする他社の同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。その場合、実際の診療費・損害賠償額の100%を超えて保険金のお支払いを受けることはできません。
補償内容等をよくご確認したうえでお申込みください。

補償内容	補償の重複が生じる他の保険契約の例
通院 / 入院 / 手術補償	他社のペットの診療費を補償する保険
ペット賠償責任特約	他社のペットによる賠償責任を補償する保険 ※ペット保険以外の保険（自動車保険・火災保険等）にセットされる個人賠償責任特約等を含む。

③被保険者 契約概要

ペットの飼い主の方で、保険証券の被保険者欄に記載されている、補償を受けられる方（記名被保険者：保険金を請求できる方）をいいます。

④保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

■保険期間

当商品の保険期間は1年です。

■補償開始の時期（補償開始日）

当商品の補償は、

- 毎月1日から15日までにご契約が成立した場合:翌月1日の午前0時
- 毎月16日から末日までにご契約が成立した場合:翌々月1日の午前0時

より始まります。

ご契約の成立とは、以下全ての条件を満たした場合をいいます。

1.当社が保険契約申込書類(ペットの写真を含む)を受領していること
2.当社が保険契約の申込を承諾していること
3.当社が保険料を受領していること

■待機期間

新規加入の場合、病気に関しては、補償開始日から30日間の「待機期間」があります。(ケガの場合は、待機期間はありません。)
待機期間中に原因が生じた病気に対しては保険金のお支払いの対象となりませんのでご注意ください。

		31日目
ケガの場合	補償開始日から補償を開始します	
病気の場合	補償開始日を含む30日の待機期間	31日目から補償を開始します。

待機期間終了後であっても、補償開始の前に被っていた傷病に対しては保険金をお支払いできません。

■補償終了の時期（満期日）

保険期間の最終日の午後12時をもって補償は終了します。

⑤引受条件など 契約概要

- 保険の対象となるペットが、コンパニオンアニマル(愛玩動物または伴侶動物)として家庭内で飼育される犬*または猫であること。
  ＊身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に定める盲導犬・介助犬および聴導犬を含みます。
- 補償開始日時点におけるペットの年齢が、生後31日から10歳11か月であること。
- 保険契約者が、日本国内に在住の個人または法人であること。

保険のお引受けに際しては審査がございます。告知内容により、お引受けできない場合や、特定の傷病については補償しないといった条件でのお引受けとなる場合があります。

(3)保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料決定の仕組み 契約概要

保険料は、補償プラン、対象ペットの品種・年齢・体重等により決定します。
また、保険料は、所定の年齢層において、対象ペットの年齢が上がることにより毎年変わります。

商品改定等により、継続契約の保険料が変更になる場合があります。その際は「保険期間満了に伴う継続契約のご案内」等にて別途お知らせします。

②保険料の払込方法・回数 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、一括払(クレジットカード払い、コンビニ払い)と月払(クレジットカード払い)からご選択いただきます。クレジットカード払いをご利用の場合、クレジットカード引き落とし口座から引き落としされるスケジュールは、クレジットカード会社により異なります。また、クレジットカード会社のスケジュールによっては、初回に2回分の保険料が引き落とされる場合があります。年間で払い込んでいただく保険料の総額は、「一括払」の方が「月払」より約8%少なくなります。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までは、保険料の払込猶予期間となります。払込猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなかった場合には、保険契約は失効(※)となります。
(※)契約の効力を、その時以降失うこと

●払込猶予期間中の保険金請求については、未払込みの保険料の払込み確認後に保険金をお支払いします。
●失効日以降に保険金のお支払い事由が発生しても保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

（4）保険料の割引について 契約概要 注意喚起情報

割引名	割引額・率	概　要
多頭割引	年間 900 円	同一のご契約者様が複数のペットを当社にご契約いただいている場合、それぞれのご契約に適用されます。
インターネット割引	10%	当社ホームページよりインターネットでご契約手続きを行なっていただく場合に適用されます。初年度契約に適用されます。※1
無事故割引	10%	更新前のご契約で保険金の支払いがなく保険期間が満了し、ご契約を更新された場合に、更新後のご契約に適用されます。 連続して無事故の場合でも、同一の割引率の適用となります。※1

＊いぬとねこの保険ミニには、上記割引は適用されません。
※1. 特約保険料には適用されません。特約保険料とは、「ペット賠償責任特約」、「歯牙特約」、「パテラ特約」等、特約部分の保険料をいいます。

（5）満期返戻金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約時におけるご注意事項

（1）告知義務（申込書の記載上の注意事項） 注意喚起情報

申込書に記載の保険契約者または被保険者となる方は、保険契約締結の際、当社が告知を求めた事項（告知事項）について事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。**告知事項について記載がない場合や、記載内容が事実と異なる場合には、告知義務違反として保険契約を解除させていただくことや、保険金が支払われないことがあります。**
＊告知事項の記載の有無にかかわらず、保険期間が始まる前から被っていた傷病など、保険金をお支払いできない場合があります。

［ ペット保険の主な告知事項 ］
●対象ペットの情報　●対象ペットの過去および現在の病気・ケガなどの健康状態　●他のペット保険の加入の有無

対象ペットの過去および現在の病気•ケガなどの健康状態について、申込書の告知欄にて正確にご回答ください。なお、告知いただいた内容についての確認のため、当社よりご連絡させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（2）クーリングオフ制度（お申込みの撤回について） 注意喚起情報

契約の申込み後であっても、申込みの撤回（以下、「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。ただし、継続後（2年目以降）はクーリングオフはできません。

手続き方法

クーリングオフされる場合は、**ご契約の申込日からその日を含めて8日以内**に当社まで郵便（ハガキ・封書）またはEメールにてご通知ください。クーリングオフは当社代理店では受付できませんのでご注意ください。
※クーリングオフの場合には、既に払い込んでいただいた保険料を全額お返しします。また、当社および当社代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

郵便宛先

※郵便の場合は8日以内の消印有効

〒150-8510
東京都渋谷区渋谷2-21-1 渋谷ヒカリエ32F
日本ペット少額短期保険株式会社 クーリングオフ受付係

記載必要事項

❶契約をクーリングオフする旨の内容
❷契約を申し込まれた方の氏名、住所、電話番号
❸契約の申込日
❹契約の商品名、プラン（例：いぬとねこの保険ネクスト70%）
❺申込番号または証券番号（おわかりの場合）

クーリングオフ受付専用メールアドレス

※メールの場合は８日以内の発信日有効

info@nihonpet.co.jp
件名には、「クーリングオフ」とご入力ください。

既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、お申し出の効力は生じないものとします。

③ 契約後におけるご注意事項

（1）通知義務等 注意喚起情報

ご契約者（申込者）または被保険者（飼い主）は、次のいずれかが発生した場合は、事由発生後速やかに当社までご連絡ください。
①ペットが死亡した場合
②契約者または被保険者が住所を変更した場合
③契約者を変更する場合
④ペットを譲渡した場合
⑤当社の保険契約と同一のペットを対象として、他社の保険契約を締結または変更する場合
⑥ペットが事業を目的に飼育、販売される犬・猫になった場合

（2）解約・失効と返還保険料 契約概要 注意喚起情報

保険契約を解約（保険契約者の申し出により、保険期間の途中で保険契約を終了すること）される場合や、対象ペットが死亡した場合（失効）には、書面でのお手続きが必要となります。

①保険契約を解約する場合

保険契約を解約する場合は、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。解約のお手続き方法や返還保険料についてご案内します。

- 解約は書面でのお手続きとなり、解約日は書面に記載の解約日もしくは書面の当社受付日（郵便の場合はその消印日）のいずれか遅い日となります。

②対象ペットが死亡した場合

対象ペットが死亡した場合、保険契約は失効となります。

●返還保険料について

一括払の場合…領収した保険料より、未経過月数に対応する返還率によって計算した金額を、所定のお手続き完了後に返還します。なお、保険期間の途中で解約された場合または失効した場合の返還保険料は、払い込んでいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となりますのでご注意ください。

月払の場合…解約日または死亡日の属する月の翌月以降の保険料を当社が受領している場合は、その金額を所定のお手続き完了後に返還します。

※保険料の払込方法が月払（クレジットカード払い）の場合、ご利用のクレジットカード会社のスケジュールによっては、解約された月以降も引き落としが発生する場合がございます。

既経過期間に対応する保険料のうち未払込みの保険料がある場合は、その分を請求します。

③年間補償限度額や限度日数、または限度回数に達した場合

以下の場合、保険契約は失効し、次年度以降の継続もできません。
未経過保険料がある場合は、これを契約者に返還します。

いぬとねこの保険 ネクスト　通院補償、入院補償および手術補償のすべてにおいて、年間限度額に達したとき

いぬとねこの保険 ライト　通院補償、入院補償および手術補償のすべてにおいて、年間限度日数または年間限度回数に達したとき

いぬとねこの保険 ミニ　手術補償について、年間補償限度額または年間限度回数に達したとき

また、**以下の場合、一部の補償は保険期間中であっても終了します。**

- いぬとねこの保険ネクストにおいて、通院補償、入院補償および手術補償のいずれかにおいて、年間限度額に達したとき
- いぬとねこの保険ライトにおいて、通院補償、入院補償および手術補償のいずれかにおいて、年間限度日数または年間限度回数に達したとき

例：いぬとねこの保険ネクストに加入（保険期間1月1日から12月31日）
保険期間の途中である10月31日に、通院補償が年間限度額に達した場合、その時点で通院補償は終了し、11月1日から12月31日までは、入院補償と手術補償のみとなる。

保険期間中に一部の補償が終了した時は、一括払の場合は終了した補償部分の未経過保険料を保険契約者に返還し、月払の場合は終了した補償に関わる保険料を翌月以降差し引いた金額でお支払いいただきます。
なお、保険期間中に終了した補償は、継続時に復活します。

④重大事由による解除

次のいずれかの事由に該当する場合は、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

a. 保険契約者または被保険者が、当社に保険金を支払わせることを目的として支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
b. 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
c. 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと等。
d. 上記のほか、保険契約者または被保険者が、a～cと同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（3）契約内容の変更 注意喚起情報

保険期間中に補償内容の変更はできません。

4 その他ご留意いただきたいこと

（1）自動継続 契約概要 注意喚起情報

保険契約者から保険期間の満了日の1ヶ月前までに継続を希望されない旨のお申し出がない場合、満了の翌日に保険契約は継続されます。
継続を希望されない場合、または継続時に契約内容を変更される場合は、書面でのお手続きが必要となりますので、当社より満期日の属する月の約２ヶ月前にお知らせする「保険期間満了に伴う継続契約のご案内」の内容に従ってお手続きをしてください。

- ご契約期間における保険金のお支払い実績により、お引受条件の変更をご提示させていただく場合や、継続をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承下さい。
- 商品改定等により保険料、補償内容、約款等が変更となる場合があります。その際は「保険期間満了に伴う継続契約のご案内」等にて別途お知らせします。
- 保険料は、所定の年齢層において、対象ペットの年齢が上がることにより毎年変わります。

（2）保険金の請求 注意喚起情報

保険金を請求される場合は、保険金の請求手続きに必要な書類を当社へご郵送ください。
※後日、診療内容に関して当社から照会をさせていただく場合があります。

（3）保険金をお支払いする時期 注意喚起情報

保険金の請求手続きに必要な書類等のすべてを当社が受理した日から、その日を含めて30日以内に保険金をお支払いします。ただし、特別な調査・照会等が必要となる場合は、「約款」で別途定める日数を経過する日までに保険金をお支払いします。

（4）保険料控除 注意喚起情報

当商品は、保険料控除の対象になりませんのでご注意ください。

（5）取扱代理店の権限 注意喚起情報

当社の代理店は、保険契約についての締結の媒介を行っておりますが、保険契約締結、保険料の収受および領収書の交付、告知の受領権などの代理権を有しておりません。

（6）当社が経営破綻した場合の取扱い 注意喚起情報

当社は少額短期保険業者であり、保険契約者保護機構による資金援助等の適用はありません。また、この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当しません。

（7）継続契約の取扱いについて 注意喚起情報

収支を検証した結果、継続時の保険契約について、主務官庁への届出等を行なった上で、保険料その他契約内容の見直しをすることがあります。また、継続契約の引受が困難になった場合には、主務官庁への届出等を行なった上で、保険契約の継続をお引受けしないことがあります。

（8）保険期間中の継続契約の取扱いについて 注意喚起情報

保険契約の計算基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生した場合は、主務官庁への届出等を行なった上で、保険期間中に保険料の増額または保険金額の削減を行うことがあります。

また、想定外の事象発生により、当社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が生じた場合は、主務官庁への届出等を行なった上で、保険金を支払わないこともしくは保険金を削減してお支払いすることがあります。

（9）少額短期保険業者について 注意喚起情報

当社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」です。少額短期保険業者が引受けることのできる保険契約には、次のような制限があります。

①損害保険分野については、保険期間2年以内、保険金額は1,000万円以下です。このペット保険の保険期間は１年間です。

②同一の被保険者について引受けられるすべての保険契約の保険金額の合計額は、1,000万円以内（ただし、賠償責任特約は別途1,000万円）です。

③同一の契約者について引受可能なすべての保険契約の保険金額の合計額は、10億円以内です。

（10）支払時情報交換制度について 注意喚起情報

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ（https://www.shougakutanki.jp/general/about/model03.html）をご参照ください。

（11）個人情報の取扱い 注意喚起情報

個人情報の取扱いについて

日本ペット少額短期保険株式会社（以下「当社」といいます）は、個人情報の適切な利用・管理の重要性を十分認識し、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、その他の関係法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守して、お客様の個人情報の適正な利用と保護に万全を尽くしてまいります。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導の徹底に努めます。また、継続的な個人情報の管理体制の整備に努めます。

1.個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2.個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を次の目的のために利用させていただきます。利用目的を変更する場合には、その内容をご本人様に通知するか、ホームページ等に公表いたします。

1. 各種保険契約の審査、引受、履行（保険事故の調査、適正な保険金の支払い等を含みます）、維持管理
2. 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
3. 関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
4. お客様からのお問い合わせ・ご依頼等への対応
5. 市場調査ならびにデータ分析やアンケート実施等による新たな商品の開発・研究
6. その他、上記1から5に付随する業務ならびにお客様とのお取引及び会社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3.個人情報の第三者への提供について

当社は、次の場合を除き、ご本人様の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはありません。

1. 法令等にもとづく場合
2. 人の生命、身体または財産保護のために必要がある場合
3. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
5. 当社の業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む業務委託先に提供する場合
6. 適正な保険金支払いのために保険事故の関係者へ提供する場合
7. 保険金の支払いの健全な運営のために、他の保険業に関連する企業・団体・協会等へ提供する場合

4.センシティブ情報のお取扱いについて

お客様のセンシティブ情報については、「保険業法施行規則第53条の10」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」によって、お客様の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に利用目的が限定されています。当社は、これらの利用目的以外には、センシティブ情報を取得、利用または第三者に提供しません。

当社の個人情報のお取扱いに関する詳細は、当社ホームページ「個人情報取り扱い」（https://www.nihonpet.co.jp/company/privacy/）をご確認ください。

【当社お客様相談室のご案内】

当社の商品・サービス等に関するご意見・苦情等の申し出に際しましては、下記フリーダイヤルをご利用ください。

日本ペット
少額短期保険株式会社
お客様相談室

ご意見・苦情等の受付電話番号
0120-12-3839
HP：https://www.nihonpet.co.jp
受付時間：10:00～17:00
（土日・祝日・年末年始除く）

お申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。

【少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）のご案内】

お客様の必要に応じ、当社加入協会の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくこともできますので、あわせてお知らせ申し上げます。

＜当社加入協会＞
一般社団法人
日本少額短期保険協会
「少額短期ほけん相談室」

0120-82-1144
受付時間：9:00～12:00/13:00～17:00
受付日：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）
FAX:03-3297-0755　HP：http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult.html

募集文書番号　B23-015（231205）